

国土技術政策総合研究所 の設立

国土交通省大臣官房技術調査課

平成13年4月に、国土交通省の試験研究機関として国土技術政策総合研究所が発足しました。ここでは、研究所の位置付け、役割、組織等についてご紹介します。



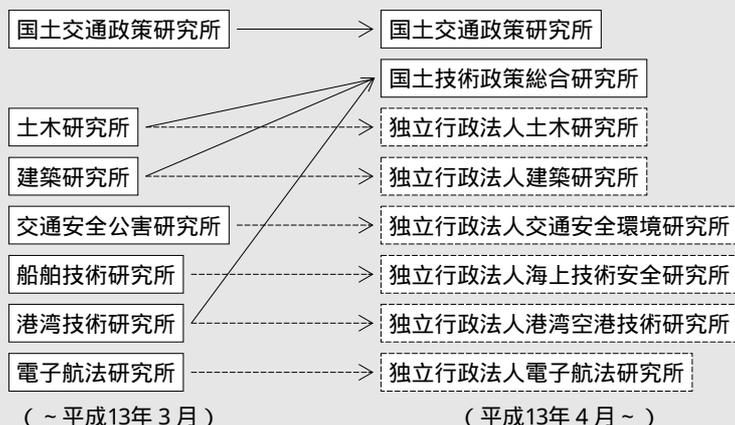
中央省庁等改革における位置付け

中央省庁等の改革において、国の試験研究機関は、「その活動の自律性、柔軟性及び競争性を高めることを基本とし、その管理運営の仕組みの改善及び評価体制の確立を図るとともに、政策研究等の国が直接に実施する必要がある業務を行う機関以外の機関は、原則として独立行政法人に移行すべく具体的な検討を行うこと」(中央省庁等改革基本法第43条第4項第3号)とされています。国土交通省の試験研究機関についてもこのような考え方にに基づき検討した結果、独立行政法人への

移行を行うとともに、国土の総合的な利用、開発および保全、そのための社会資本の総合的な整備という国土交通省の任務を踏まえ、「国土技術政策の総合的研究体制を整備するため、国土交通省の試験研究機関として「国土技術政策総合研究所」(仮称)を設置すること」(中央省庁等改革の推進に関する方針(平成11年4月27日))とされていたところです。

このような経緯を踏まえ、従来土木研究所、建築研究所、港湾技術研究所の3研究所の行ってきた業務のうち、国が直接実施する必要がある業務を引き継ぎ総合的に研究開発等を行うことを目的として、各独立行政法人の設立と同時に国土技術政策総合研究所が発足しました。なお、国土交通省の本省には、省庁再編後の平成13年1月から3月の間は図1に示すとおり土木研究所、建築研究所をはじめとして七つの試験研究機関がありま

図 1 国土交通省本省に置かれる試験研究機関



したが、国土交通政策研究所以外の機関は基本的にはそれぞれ独立行政法人に移行しており、4月以降は国土交通政策研究所と国土技術政策総合研究所という体制となっています。



国土技術政策総合研究所の役割

国土技術政策総合研究所は、国が直接実施する必要がある研究開発等を行うこととされていますが、社会資本整備という任務の特性を踏まえ、また、各独立行政法人が行うべき業務についても検討した結果、国土技術政策総合研究所では次の三つのクライテリアを基本として業務を行うこととしています。

(1) 政策支援

河川、道路、建築、住宅、港湾等の社会資本の整備においては、政策の企画立案と技術の研究開発は一体不可分な部分があり、政策の実現可能性・妥当性の検討等技術的な裏打ちは政策の企画立案過程の一部でもあります。このような政策の企画立案の一環としての研究開発は、本省とのきわめて密接な連携の下に実施される必要があります、国土技術政策総合研究所が行います。

このような観点から実施される研究開発の具体的な例としては、ITS（高度道路交通システム）の推進のための研究、シックハウス対策に関する研究、港湾貨物の全国的な需要推計モデルに関する研究開発等があります。

(2) 技術基準

河川管理施設等構造令、道路構造令、建築基準法等、法令に規定された技術基準は、国民の生命、財産にかかわる根幹的な社会規制であり、地方公共団体や国民一般に対しても強制力を有するものです。このような技術基準等の策定に関する調査、研究は、最終的に責任を有する国が直接行う必要があります、本省との密接な連携の下に、国土技術政策総合研究所が行います。

(3) 技術支援

直轄事業等を実施するに当たっては、発生する技術的問題点に対しその解決方法を調査、研究し

提案することが必要であるとともに、効率的な実施のために各種制度等の不断の見直しを図ることが必要です。このような技術支援の業務は、現場の実務と研究所での調査、研究を常にフィードバックさせながら、事実上一体となって行うことが不可欠であり、国の機関として国土技術政策総合研究所が実施する必要があります。

このような観点から実施される事務の具体的な例としては、災害時における現地での技術指導、直轄事業の積算体系の構築に関する調査、研究、環境アセスメントマニュアルの策定に関する調査、研究等があります。

以上から、国土技術政策総合研究所の所掌事務については、国土交通省組織令193条第1項に次のように規定されています。

193条 国土技術政策総合研究所は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 国土の利用、開発及び保全のための社会資本の整備に関連する技術であって国土交通省の所掌事務に係る政策の企画及び立案に関するものの総合的な調査、試験、研究及び開発を行うこと。
- 二 前号の技術に関する指導及び成果の普及並びに情報の収集、整理及び提供に関すること。
- 三 国土交通省の職員に対し、法第4条第58号及び第62号（港湾に係るものに限る。）、第101号、第102号並びに109号（飛行場の整備及び保全に係るものに限る。）に掲げる事務に関する研修を行うこと。

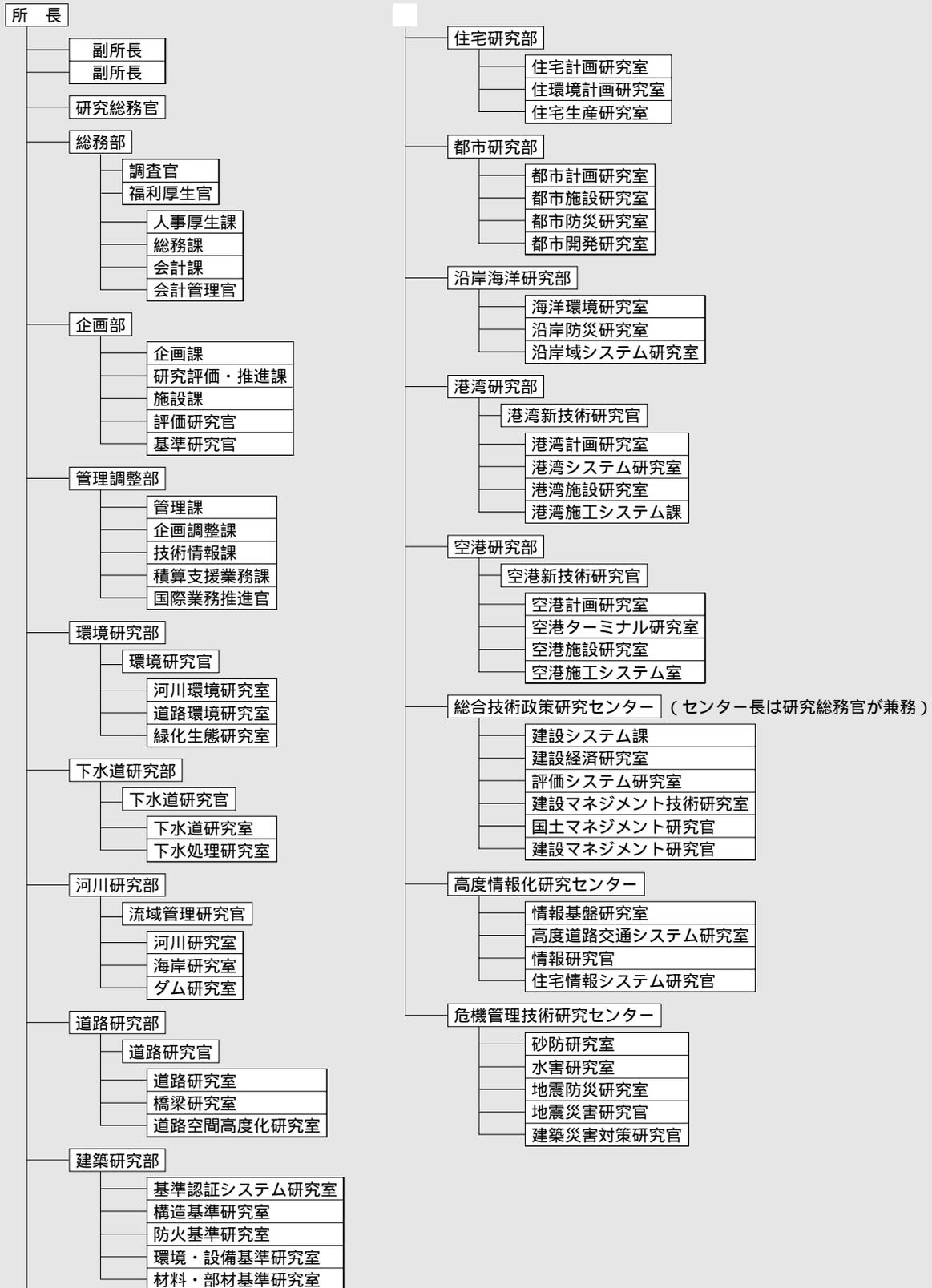
なお、独立行政法人の3研究所については、国土技術政策総合研究所が実施しない研究開発業務として、新材料・新工法等の先端的な研究開発、現象・メカニズムの解明等の基礎的な研究開発を中心に実施するとともに、委託に基づく検定、調査、研究、設計等を行うこととなります。



国土技術政策総合研究所の組織

国土技術政策総合研究所の組織等については、国土技術政策総合研究所組織規則に規定されてい

図 2 国土技術政策総合研究所の組織



(注) 省令職以上を記載。このほか、建設専門官3人以内が置かれる。

ます。詳細は図 2 を参照下さい。

まず、研究所のマネジメント体制として、所長とともに副所長 2 人および研究総務官 1 人が置かれます。研究総務官の職務は、「命を受けて、重要な研究に関し、総括して指導を行う」とされています。

また、研究所には、13 の部および 3 研究センターが置かれます。

このうち、総務部、企画部、管理調整部は主に研究所の管理機能を担います。

総務部は、人事、福利厚生、総合調整、公文書類の接受等、予算、決算、会計、財産管理等をつかさどることとされています。

企画部は、研究および開発の総括、行政の発表、研究評価、海外の土木技術および建築技術の基礎的な調査、国際協力、機械器具および施設の整備等をつかさどることとされています。研究評価については、科学技術会議の議論を経て内閣総理大臣決定された「国の研究開発全般に共通する評価の実施方法の在り方についての大綱的指針」や中央省庁等改革基本法においても適切な実施とともに体制の確立が述べられており、研究評価・推進課および評価研究官を設置し、研究開発課題および研究機関の評価等に積極的に取り組むこととしています。

管理調整部は、港湾空港関係事務の管理機能を担うとともに、職員に対する港湾空港関係事務の研修を行います。

研究部としては、環境研究部、下水道研究部、河川研究部、道路研究部、建築研究部、住宅研究部、都市研究部、沿岸海洋研究部、港湾研究部、空港研究部の 10 部が置かれます。これらの研究部は、基本的には従来土木研究所、建築研究所、港湾技術研究所の行ってきた研究開発等のうち、前記の三つのクライテリアに基づき国が直接実施する必要がある事務を行います。

また、総合技術政策研究センター、高度情報化研究センター、危機管理技術研究センターの 3 研究センターは、建設マネジメント、情報化、危機管理をそれぞれキーワードとして土木と建築の分

野を総合的に研究するための横割組織として発足するものです。

総合技術政策研究センターは、建設事業・プロジェクトを健全にかつ適切な品質とコストを実現しつつ執行するために必要な技術として、土木技術の基準化・自動化・システム化、建設経済、建設事業の政策評価、建設事業のマネジメントに係る技術の研究等を幅広く行います。なお、総合技術政策研究センター長は、研究総務官の職を占めるものをもって充てられるものとされています。

高度情報化研究センターは、日々進歩しつつある情報通信技術を社会資本整備に活用するために、建設事業における情報通信技術およびその利用、道路交通システムの高度化および情報化、住宅の需要・生産・流通等に係る情報システムに関する研究等を行います。

危機管理技術研究センターは、日本の自然的・社会的特性を踏まえ、頻発する自然災害からわれわれの生命・財産を守るために、土砂災害、水害、地震災害、建築物等の災害対策のソフト・ハードの両面からの研究等を行います。

4 おわりに

国土技術政策総合研究所は、これまで述べてきたように国土交通省の所管する社会資本整備に関し、技術的な面からの政策研究等を総合的に行う機関として発足しました。わが国の国土の脆弱性、社会資本の整備水準、国民ニーズの多様化・高度化といった社会資本整備をとりまく状況を踏まえれば、国土技術政策総合研究所の果たす役割はきわめて大きいと思われます。各独立行政法人の発足も含めて、4 月から新体制がスタートしたわけですが、各機関の特徴を発揮したより充実した調査研究が行われるものと考えています。

(参考)

国土交通省 国土技術政策総合研究所
〒305 0804 茨城県つくば市大字旭 1 番地
TEL0298 64 2211 (代表)